

2023年賃金確定要求に対する回答（給与課諸手当部分）

要　求	回　答
<p>2. 諸手当</p> <p>諸手当については、国・他都市の動向、民間支給状況を見極めつつ、大都市事情を考慮して検討すること。住居手当については、労使合意を前提に持家にかかる手当の回復及び、制度の維持・改善をはかること。また、扶養手当については、現行水準を維持すること。通勤手当について改善をはかること。地域手当については、現行の支給水準を維持するとともに、本給繰り入れを基本に支給率の改善をはかること。手当の改廃については、職務の実績を鑑み、慎重かつ適切に対応すること。</p>	<p>住居手当については、令和元年度本市人事委員会から本市における住居手当の在り方について、国や他都市状況等を注視しながら調査・研究していくとした意見が出されているところであり、今後の動向を注視してまいりたい。</p> <p>扶養手当については、平成30年4月に支給額の見直しを行ったところであるが、引き続き人事委員会の意見等を注視してまいりたい。</p> <p>通勤手当については、令和4年4月1日に認定基準の見直しを行ったところであるが、引き続き制度内容について十分な検証を行うとともに、必要に応じて協議を行ってまいりたい。</p> <p style="background-color: #ffffcc;">在宅勤務等を中心とした働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減の観点から、別紙のとおり在宅勤務等手当の新設を行うこととする。</p>
<p>16. 夜間勤務手当及び超過勤務手当（深夜超勤を含む）の支給率の改善をはかること。</p>	<p>夜間勤務手当及び超過勤務手当（深夜超勤を含む）の支給率については、本市職員の水準が他都市と同水準であることを踏まえると、改善を図ることは困難である。</p>
<p>18. その他</p> <p>(7) 臨時・非常勤職員及び任期付職員の勤務・労働条件については、地方公務員法改正の趣旨などを踏まえた改善を行うこと。会計年度任用職員制度については、正規職員との権衡を確保するとともに、賃金水準の改善を行うこと。任期付職員制度については、職の流動化や人件費抑制を意図する運用を行わないこと。</p>	<p>任期付職員の給与については、総務省通知等を踏まえ、正規職員と同様の制度とともに、通勤手当の支給方法については、月途中で採用された場合等の特例を設けているところである。</p> <p>会計年度任用職員制度については、地公法改正の趣旨を踏まえ、総務省通知等を参考に他都市との均衡を考慮して設計したところであるが、引き続き運用実態を注視するとともに、勤務労働条件に関する課題が生じた場合には、十分な交渉・協議等を行ってまいりたい。</p>
<p>19. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大対応で得た経験を踏まえ、今後起こりう</p>	<p>新型コロナウイルス感染症にかかる特殊勤務手当については、令和5年5月8日</p>

る新興感染症に対し、市民及び職員の安全を確保するためにも、業務執行体制の構築はもとより、職員が安心して業務に従事できるよう、職場環境の整備や制度の充実をはかるとともに、業務実態を踏まえた手当等の措置を講じること。

から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが5類感染症となり、国家公務員における新型コロナウイルス感染症の特例措置が廃止されたことから、本市においても同様に廃止している。

今後新たな感染症が発生した場合には、適宜国、他都市状況も踏まえ検討をしてまいりたい。